

海外経済要録

米州諸国

◇レーガン大統領、一般教書を発表

レーガン大統領は1月26日、大統領就任以来初の年頭一般教書を議会に提出した。今回の教書は、内政とりわけ経済問題に重点が置かれている。この中で大統領は、「小さな政府と自由市場経済重視による強い米国の再建」を図るため、昨年2月発表の「経済再建計画」をあくまで堅持するとしており、高金利、景気後退等に伴い予想される財政赤字の拡大に対しては、増税ではなく歳出削減等によって対処する旨表明している。また、「小さな政府」の実現に向け、「新連邦主義(New Federalism)」を提唱、今後10年以内に連邦政府の行政権限・責任を州・地方自治体に移管するとしている。

教書に示された経済政策運営方針等のうち主なものは以下のとおり。

(1) 経済再建計画の堅持

現在米国が直面している経済の諸問題は、過去數十年にわたる拡大的な経済・財政政策の所産であり、一朝一夕には解決できない。「小さな政府と自由市場経済重視による強い米国の再建」を図るために、昨年2月に発表した①歳出削減および各種節減努力による財政収支の改善、②個人および企業減税の実施による貯蓄・投資インセンティブの確保、③連邦政府諸規制の緩和、④安定的な企融政策、を骨子とする「経済再建計画」をあくまで堅持する必要がある。

こうした基本方針の下、高金利、昨年後半以降の景気後退およびインフレ率の低下等に伴い大幅拡大が予想される財政赤字を削減するにあたっては、増税は実施せず、①エンタイトルメント計画(注1)の縮小、エネルギー・教育両省の廃止等歳出削減(連邦政府支出の伸び率は、79~81年度平均+17%、82年度+9%、83~4年度平均+5%と漸減する見込み)、および②不必要的税特別措置の見直しや徵税強化等(注2)、により対処する。この結果、82年度財政赤字は1,000億ドルを下回り、その後漸減する見込みである。

(注1) 法律によって当然増経費支出を義務付けられている社会開係計画。

(注2) 黒字企業が税控除を利用しても、税金がゼロにならないようする法人税最低限支払制度(minimum corporate tax)の導入、企業に対するエネルギー関連の税額控除の廃止等。

(2) 新連邦主義の提唱

教育、運輸等連邦政府が実施している補助金制度が、連邦政府の財政を圧迫しているとの認識の下、「小さな政府」の実現のために、これら事業を州・地方自治体に移管する「新連邦主義」を推進する。具体的な提案としては、以下の2点であり、本計画は84年度以降8年間かけて実施していく予定(91年度に完了予定)。

イ. 現在連邦政府、州政府が分担している医療補助(Medicaid)について連邦政府が全面的に負担する一方、食料補助(Food Stamp)および児童扶養補助(AFDC)については州政府が負担する。

ロ. 現在連邦政府が実施している教育、地域開発、運輸等の補助金制度については、州政府、地方自治体に移管する。なお、これに伴う州政府、地方自治体の財源として、現在連邦政府が徴収している酒、たばこ、電話、ガソリンに対する消費税および石油超過利潤税を財源とする連邦委託基金(Federal trust fund)を設立、各自治体に配分する予定。

なお、本提案については、今春までに州、地方自治体、議会と協議の上、法案を議会に提出する意向である。

(3) 産業ゾーン(Enterprise Zones)の設置

不況に陥っている特定地域において、税制特別措置、規制緩和等の優遇策により実験的な自由市場地域を形成し、雇用の創出、経済活動の再活性化を図る。なお、本件については、数週間以内に議会に法案を提出する予定である。

◇米国連邦準備制度理事会、82年マネーサプライ等目標値を発表

ボルカー連邦準備制度理事長は2月10日、下院銀行委員会に金融政策に関する半期毎の報告書を提出し、本年のマネーサプライ等目標値(注)について昨年7月に設定した暫定目標値を変更せず以下のとおりとすることを明らかにした。同議長はこれに関連する証言および翌11日の上院銀行委員会における証言の中で「インフレ抑制については進展がみられるものの、81年中の物価の動きは多分に農産物の豊作等幸運に恵まれた結果である」としてなおインフレに対して警戒的な姿勢を堅持しながらも、「金融政策の運営に当り、 M_1 を目標値の下限近くに抑えることは、 M_1 からMMMF等 M_1 に含まれない金融資産へのシフトが再び生じない限り適切な政策とは言えない。最近の M_1 の水準や昨年中の比較的低い伸びを考慮すれば、 M_1 が目標値の上半分(upper half of the range)内で推移したとしても差しつかえないように思わ

れる」との見解を明らかにするとともに、「M₁が目先しばらくの間(during the period immediately ahead)目標値の上限を上回って(somewhat above its implied growth track)推移してもこれを容認する用意がある」との意向を表明した。また同議長は「今後経済が回復し始めた時に大幅な財政赤字が金融市場に及ぼす影響を非常に懸念している」と述べ、重ねて財政赤字幅縮小の必要性を強調した。

(注1) 当該年第4四半期の前年第4四半期に対する増加率(平残ベース)で表示。

マネーサプライ等目標値(注1)

	82年の長期目標値	81年の长期目標値	81年実績
M ₁	2.5~5.5	3.5~6.0	2.3
M ₂	6.0~9.0	6.0~9.0	9.4
M ₃	6.5~9.5	6.5~9.5	11.3
銀行信用(注2)	6.0~9.0	6.0~9.0	8.8

(注1) 従来公表されていたM_{1A}およびシフト調整後M_{1B}については、NOW勘定、ATS等の取扱認可に伴うマネーサプライ指標間のシフト一巡等から本年初来計数の公表をやめ、従来のM_{1B}をM₁と呼称変更している。このためM_{1A}、シフト調整後M_{1B}については本年より目標値も設定されていない。

(注2) 81年12月3日のIBFs(International Banking Facilities)の発足に伴い国内店舗からIBFsへの資金シフトが生じているため、81年の銀行信用伸び率の実績についてはこのシフト分を調整。また82年目標値は82年第四4四半期の81年12月~82年1月に対する増加率(平残ベース)として設定。

歐　洲　諸　國

◇ブンデスバンク、特別ロンパート・レートの引下げを決定

ブンデスバンクは、1月21日の定例中央銀行理事会において、特別ロンパート・レートを0.5%引下げ(10.5→10%)、翌22日から実施する旨決定した(公定歩合は7.5%に据置き)。なお、特別ロンパート・レートの引下げは、今次利下げ局面では昨年10月9日(12→11%)、12月4日(11→10.5%)に統いて3回目である。

なお、ブンデスバンクでは、今回の措置につき、「本決定は、このところ短期金融市場の需給が市場の実勢およびブンデスバンクによる流動性供給措置を反映して緩和に向っていることを考慮したものである」とコメントしている。

◇ブンデスバンク、主要勘定週報における外貨評価方法を変更

ブンデスバンクは、同行主要勘定週報(注1)における

外貨評価方法を従来の時価主義から低価法に改め、82年1月分から適用(適用レートは1ドル当り1.73マルク)する旨決定し、1月号月報で公表した。

なお、同行では、今回の変更について、「従来の時価主義では、為替相場の変動が大きい場合、その都度外貨資産・負債残高が著しく増減する難点があり、これを回避するため、決算の際の評価方法(注2)と平仄を合わせ、低価法によることとした」と説明している。

(注1) ブンデスバンク法第28条に基づき、毎月7日・15日・23日および月末現在で主要勘定を公表。

(注2) ブンデスバンクの決算(年1回、12月末)における資産・負債の評価については、ブンデスバンク法第26条第2項に基づき、株式会社法第155条に準じ低価法によることとされている。

◇西ドイツ政府、1982年年次経済報告を発表

西ドイツ政府は2月3日、恒例の年次経済報告を閣議決定し、発表した。

同報告の要旨は次のとおり。

(1) 西ドイツの国内景気は、長期にわたったりセッションの最終段階にあり、81年下期に実質GDPが小幅ながら増加したことは、景気がすでに緩やかな回復局面に入っていることを示している可能性もある。82年には景気回復が次第に明確となり、82年の実質GDP成長率は、前年からのマイナスの“ゲタ”がないことも寄与して1~1.5%のプラスに転じよう(81年実績見込みマイナス0.3%)。

これを需要項目別にみると、輸出は、西ドイツ産業の価格競争力の改善を背景に、世界貿易の伸び(実質+3~5%)を上回る+6~7%の増加が見込まれる反面国内需要項目は、年間をならしてみれば、いずれも景気を押上げる要因とはなるまい。もっとも、年間の推移としては徐々に上向くものとみられる。すなわち、個人消費は、雇用者所得・移転所得の伸び悩みから、年間では実質ではば横ばい(名目+4.5~5.5%)にとどまろうが、消費者物価の落着きに伴い次第に持直すものとみられる。また、固定資本形成についても、年間では名目でゼロないしマイナス1%の減少となるが、企業所得の回復(名目+7~9%、81年同△1.1%)、物価の騰勢鈍化、金利低下等に支えられて、設備投資が年後半にかけて緩やかに持直すほか、建設投資も落込み幅が次第に縮小するものとみられる。

(2) この程度の緩やかな景気回復では雇用情勢の改善は期待できず、雇用調整の進捗に加え、本年も新卒者の労働市場への参入が15~20万人にのぼることから、82年平均失業者数は160~170万人、失業率は7%(81年各127万人、5.5%)へと上昇しよう。

- (3) 一方、消費者物価は次第に騰勢が鈍化し、前年比上昇率は82年末には+4%に近づき、年平均では+5%(81年同+6%)程度となる見込み。
- (4) 経常収支は、輸出の好調持続による貿易収支黒字の拡大から、引き続き改善傾向をたどり、82年年間では収支均衡ないし100億マルク程度の赤字(81年175億マルクの赤字)となろう。

◇西ドイツ政府、雇用対策を決定

1. 西ドイツ政府は2月3日、民間設備・建設投資の促進に重点を置いた雇用対策(1985年までの所要資金総額100~120億マルク)を閣議決定した。シュミット首相は、本対策発表に際し、「現状では即効性のある対策はなく、雇用改善のためには各経済主体の長期にわたる努力が必要」と述べ、企業に対し「新たな投資機会の利用」を要請する一方、賃金交渉当事者には「所得増大の余地が限られていることを認識して行動すべきである」旨発言した。また、ブンデスバンクに対しては、利下げの余地を前向きに活用し、中央銀行通貨量を目標値(82年+4~7%)の上方圏内に誘導する政策運営を行うよう要望した。なお、ゲンシャー副首相は、「今次雇用対策によって財政赤字(注)が拡大することはない」とコメントしている。

(注) 82年度連邦政府予算案は、1月22日の連邦議会(Bundestag)本会議において、ほぼ政府原案(昭和56年10月号「要録」参照)どおり可決された後、2月12月には連邦参議院(Bundesrat)を通過し成立した。それによると82年度歳出額は2,405億マルク(前年度実績見込み比伸び率3.2%)、財政赤字額は267億マルク(前年度実績見込み376億マルク)となっている。

2. 今回決定された雇用対策の概要は次のとおり。

- (1) 企業の設備・建設投資に対し10%の補助金を支給する。

補助金支給対象……企業が82年中に発注する設備および建物。ただし、設備については83年末までに納入ないし生産されること、また建物については84年末までに完工することを要する。

補助金支給額……上記82年中の投資額のうち、過去3年間(79~81年)の平均投資額を上回る部分に対しその10%を補助。

本措置により400億マルクの新規投資増を期待し、これに伴い、連邦、州、市町村は83年から85年までの3年間に合計40億マルクの財政負担を行う。

- (2) E R P特別財産(マーシャルプランによる戦後復興基金の資金)の一部(16億マルク)を取崩し、これを公

害防止設備の投資促進に充当する。

- (3) 復興金融公庫(K f W)に対する連邦政府の出資金を今後3年間に6億マルク増額し、これを原資として同公庫を通じ中小企業に50億マルクの低利融資を実行する。
- (4) 連邦政府は、政府関係建築物の省エネルギー化、近代化を推進するための投資を85年までに8億マルク増額する。
- (5) 連邦政府は、若年層失業対策として85年までに4億マルク追加支出する。
- (6) 84年に所得税減税を実施する。
- (7) 付加価値税率を83年7月1日以降13%から14%に引上げ(增收見込み額、83年50億マルク、84年80億マルク)、これを上記対策の財源とする。
- (8) 住宅建設を促進するため、住宅賃貸契約関連法規を家主の権利を強化する方向に改正する。また連邦政府は、宅地供給の拡大を図るため、早急に法律案を作成し、83年初の発効を目指す。
- (9) 労働大臣の下に委員会を設置し、年金保険会計の負担増を回避することを前提に、定年年齢を現行の65歳から60歳ないし58歳に引下げる方向で検討する。

◇フランス政府、新物価対策を決定

1. フランス政府は1月6日、本年第4四半期のインフレ率を引き続き10%に抑制することを確認するとともに、昨年10月7日に実施された物価対策(56年11月号「要録」参照)の一部期限切れに伴い、主要生活必需品価格の自主的凍結、政府・関係業界間協定によるサービス価格の引上げ規制等からなる新物価対策を決定した。

新物価対策の概要は以下のとおり。

- (1) 主要生活必需品価格の自主的凍結

小売業者に対し、1月15日から4月15日までの3か月間、生活必需24品目(注)の小売価格を自主的に据置くよう要請(各品目につき少なくともその売上高の3分の1を価格凍結させる計画)。なお、消費者に対しては、本要請に応じた小売業者からの購入を奨励。

(注) 水、ジュース、ビール、ジーンズ、靴下、下着、レコード、ソファー、小型家具、冷蔵庫、小型家電製品等。

- (2) サービス価格引上げの抑制

政府・関係業界間の協定により、各業界ごとの本年の引上げ率を設定する(注)(ただし、家賃、医療費のほか、電算機の賃貸料など工業製品価格的要素の強い料金については対象外)。なお、サービス業全体としては、82年中の引上げ率を10~11%に抑制する方針。

(注) 本件に関しては、すでに政府と10業界の間に協定が成立して

おり、残る15業界についても交渉が進展中。協定に基づく料金引上げの上限は例えば以下のとおり。

- カ フ ェ 等……コーヒー、ビール、鉄水につき、上半期中5%、下半期中5%。その他については自由。
- レストラン……特別メニューを設け、同メニューについては年末まで料金を据置き。その他については1~3月中5%。
- 宿 治 施 設……ホテル等では、1月に5%、7月に6%(ただし、4つ星以上の高級ホテルでは自由)。季節営業の場合、冬季施設では、今冬は昨年10月6日以前に告知された水準に据置き、来冬は今冬比11%、夏季施設では今夏は昨夏比11%。

なお、本協定方式の導入に伴い、昨年10月初以来6ヶ月間の期限付きで実施されてきたサービス価格凍結措置は解除された。

(3) 公共料金引上げの抑制

82年中の公共料金全体の引上げ率を10%までとする(注)とともに、引上げが一時期に集中することを回避する。

(注) 昨年10月初発表の物価対策でも、同引上げ率については8~10%に抑制する旨うたわれていた。

2. 今次措置につき、ドゥロール経済財政相は、「インフレ抑制は、生活水準の向上、対外競争力の強化、ひいては雇用創出のための必須条件であるとの見地から決定したものである。インフレとの戦いの第1段階となった昨年第4四半期の好結果(注)からみても、本年第4四半期の目標インフレ率である10%は十分に達成可能とみられる」と述べている。

(注) 昨年第4四半期中の消費者物価上昇率の推移(前月比・%)。
81/10月+1.2 11月+0.9 12月+0.6

◆フランス、石油製品価格を引上げ

フランス経済財政省は1月7日、石油製品価格の引上げを実施した。同価格の引上げは、昨年8月5日(56年9月号「要録」参照)以来のものである。

パリ地区における価格の推移は以下のとおり(1リットル当り・フラン、カッコ内は引上げ率・%)。

スーパー・ガソリン	4.12→4.32(4.9)
レギュラー・ガソリン	3.91→4.09(4.6)
軽 油	3.05→3.15(3.3)
灯 油	2.18→2.20(0.9)

なお今次石油製品価格引上げは、同製品に対する消費税の引上げ等を勘案して決定したものとされている。

◆フランス、労働時間短縮等を決定

1. フランス政府は1月13日、既存雇用の分から合い(ワークシェアリング)による新規雇用創出のため、週当たり法定労働時間の短縮、年次休暇の拡大、労働時間の大枠短縮企業への国庫助成措置等を閣議決定した(関係政令の公布により直ちに発効(注))。今次決定は、昨年7月

17日に主要労働者団体・経営者団体間で得られた基本合意(56年8月号「要録」参照)、および同合意に基づいて行われた各産業別労使交渉の結果を踏まえてとられた措置である。本措置の概要は次のとおり。

(注) 政府は本件について緊急性を理由に昨秋来議会から立法権を付与されているため、議会審議なしに直ちに発効せらる。

(1) 労働時間短縮

イ. 週当たり労働時間の短縮

2月1日以降、法定労働時間を現行の週40時間から39時間に短縮する(本改訂はレオンブルム政権が1936年6月に40時間労働を決めて以来46年振り)。なお労働時間の配分方法等39時間制の実施細目については、労使双方と協議のうえ後日決定する予定。

なお、本措置に伴う賃金水準の変更は労使交渉にゆだねることとするが、法定最低賃金(SMIC)については週ベースで現行水準維持を義務づける。

ロ. 超過勤務の制限

(イ) 週当たり42時間を超える労働については、超過時間の50%相当を休憩時間に充当することを義務づける(従来は、同44時間を超える労働について同20%)。

(ロ) 超過勤務をも含めた週当たり労働時間を現行の最長50時間から48時間に短縮する。また、連続する12週の平均では、現行の最長48時間から46時間に短縮する。

(ハ) 事前通告のみで超過勤務に従事させうる時間に年間ベースでの制限を設ける(後日決定)。ただし、労使間の合意により、当該上限と異なる上限を設定することも可(注)。

(注) 昨年7月の労使間基本合意では、「年間130時間を超える超過勤務については、政府および労働者代表の承認を要する」とされている。

ハ. 年次休暇の拡大

年間の有給休暇を現行の4週間から5週間に拡大する。ただし、4週間を上回る連続休暇は不可。

ニ. その他労働時間短縮措置

(イ) 交替制勤務労働者の週当たり労働時間を1983年12月31日までに35時間に短縮

(ロ) 有給休祭日を拡大(1→8日)

ホ. 労働力利用の機動性増進

上記労働時間短縮が企業の対外競争力低下を惹き起こさないよう、以下の措置により労働力利用の機動性を増進する。

(イ) 女性の労働が禁止されている時間帯(現行、午後10時~午前5時)につき、労使間の合意に基づき、若干規制を緩和する(同時間帯を「午後10時から午

前7時の間の任意の連続する7時間」とする)。

(b) 週末労働は原則として禁止されているが、労使間の合意に基づき、認めることとする(ただし、週末労働に対する賃金は最低50%増し)。

ヘ. 労組の拒否権設定

労働時間に関する上記諸規定の前提となる労使間の合意は、企業委員会もしくは従業員代表の各委員選出有権者が50%以上異議を唱えた場合には、無効となる(注)。

(注) フランスでは、従業員を代表して経営者との交渉に当らせるため、従業員10人以上の企業においては従業員代表(délégué du personnel)の選出、同50人以上の企業においては企業委員会(comité d'entreprise)の設置が義務づけられている。

(2) 労働時間短縮企業等に対する国庫助成

イ. 社会保険料負担軽減

1981年9月15日から1983年9月1日の間に週当たり労働時間を法定分以上に短縮した企業に対し、以下の割合で社会保険料負担を軽減する。

2時間短縮の場合… 初年度 75%、2年目50%

3時間短縮の場合… 初年度100%、2年目75%

ロ. 早期退職の奨励

自発的に退職し、引続きパートタイムで再雇用された55歳以上の労働者(注1)に対し、後任として人員が補充されることを条件に、退職時の賃金の80%(うち、雇用主が50%、全国商工業雇用連合<UNE DIC>(注2)が20%、国庫が10%を負担)を保障する。

(注1) 停年は現行65歳。

(注2) フランス経団連(CNPF)と主要労働組合連合の協定により設立された失業保険機関。

2. 今次措置につき、政府では、「失業の削減と労働条件の改善をねらったもので、これにより、5~10万人の新規雇用を期待し得る。なお、週当たり法定労働時間については、1985年までに35時間に短縮することを最終目標としている」(オールー労働相)と述べている。

◇フランス、国有化法案は修正後成立

1. フランス政府は1月20日、国有化法案(昨年9月23日閣議決定、56年12月号「要録」参照)の修正案を閣議決定し、同修正案を国会に提出した。国有化法案の原案は、昨年12月18日の国民議会における最終議決により可決をみていたが、その後、憲法評議会(注)の合憲審査により、1月16日に「一部違憲」との判定が下されたため、今回の修正を行ったものである。

(注) 憲法評議会(Conseil constitutionnel)は、大統領、上院議長、国民議会(下院)議長が各3名づつ選任する9名の評議員(任期9年、3年ごとに3分の1づつ改選、再任不可)および終身評議員

としての大統領経験者から成り、大統領、首相、上院議長、下院議長、60名の上院議員、60名の下院議員のいずれかが法律の公布前に提訴した場合、当該法律の合憲性を審査することとなっている。

なお、今回審査にはシスカールデスタン前大統領は参加していない。

主な修正内容は以下のとおり(注)。

(1) 株主に対する補償額の算定方式

原案では、①1978年初から1980年末までの当該株の平均株価の50%、②1980年末における当該会社の純資産の25%を同日の全株式数で除した額、③1978年から1980年までの当該会社の平均純益の10倍の25%を1980年末の全株式数で除した額、の合計をもって1株当たりの補償額としていたが(詳細については56年12月号「要録」参照)、これに対し憲法評議会は、①過去の平均株価とすれば株式譲渡時の株価に比べてインフレ分の目減りを生じうるうえ、趨勢的に上昇傾向もしくは下落傾向にあった場合に損得が生じること、②子会社の資産および利益を考慮していないため経営・経理方式の差異に基づく不公平が生じること、③1981年の業績をもとに支払われる配当への考慮がされていないこと、を理由に本方式を不適当と判定した。

この判定を受け、政府は新たに以下の方式を決定した。

イ. 「1980年10月から1981年3月まで(注)における最高月間平均株価と80年の業績をもとに支払われた配当との合計額を81年の消費者物価上昇率でスライド修正(1.14倍)した額」を1株当たり補償額とする。

(注) 「国有化に対する恩恵から生じた株価変動の影響は排除すべきである」との憲法評議会の見解に基づき、社会党が勝利を収めた大統領選挙(1981年4月および5月実施)以後の株価を不採用としたもの。

ロ. ただし、非上場の会社(パリバ銀行、ラントシヌ銀行等計21の銀行)については、補償算定委員会(注1)を設置し、1982年12月31日現在の補償額を算定する(このため、国有化は1983年1月1日に延期(注2))。

(注1) 会計検査院長(議長)、フランス銀行総裁、コンセイユ・デタ財務担当首席、最高裁判所(Cour de cassation)商務部長、および経済社会評議会代表の計5名により構成。

(注2) その後、国会審議の段階で、与党議員の主張により、補償額算定を6月30日現在とし、国有化実施を7月1日に繰り上げるよう修正された。

(2) 国有化対象銀行

原案では、資本金の過半が直接・間接に系統金融機関に属するもの(庶民銀行相互信用金庫等)についても国有化対象外とされていたが、憲法評議会では、法的地位、営業活動、国有化の合目的性、いずれをとってもこれら系統金融機関を特別扱いする根拠はないとして

て、これを平等の原則に反すると判定したため、政府は、国有化要件(1981年1月2日時点のフラン建および居住者名義外貨建の短期預金残高が10億フラン超であること)を満たす3系統金融機関^(注1)を新たに国有化リストに追加した^(注2)。

(注1) Banque centrale des coopératives et des mutuelles, Banque fédérative du crédit mutuel、および Banque française de crédit coopératif。これら3行は、(i)に述べた非上場21行に含まれる。

(注2) 当該3行の追加により、国有化対象銀行は合計39行となる。なお、外銀、および不動産会社(SICOMI)もしくは割引業者(maison de résescompte)の資格を有する銀行については、引き続き国有化対象外。

(3) 国外子会社等譲渡の決定権限

原案では、国有化対象企業、銀行・投融資会社が国外に保有する子会社および支店については、現地における法規や慣習に基づき譲渡する必要性が認められた場合、国有化後に任命される経営責任者もしくは経営委員会の権限により譲渡しうるとされていたが、憲法評議会では、①国有化の影響を国外に及ぼすことは国際法に抵触すること、②憲法第34条により、公的部門から私的部門への企業所有の移転は法律に定める規定に則って行われるとされていること、等を理由にこれを不適当と判定した。このため、政府は関係条項を修正し、公的企業の民間譲渡に関わる法律が発効するまでの過渡期間中は、当該譲渡について政府が政令により経営責任者もしくは経営委員会に許可するものとした。

2. 本修正国有化法案は、1月28日に国民議会により可決^(注1)され、上院による否決、両院合同協議会における意見調整の失敗、および両院採決の再度の不一致を経て、2月5日、最終議決権をもつ国民議会により最終的に可決された。なお、国民議会の野党議員団は同日、憲法評議会に対して再度の合憲性審査を請求したが、同評議会は2月11日、「修正国有化法は合憲」との判定を下し、この結果、同法は13日に公布された^(注2)。

(注1) 政府は1月20日、同法案の国会審議の迅速化を図るために、モーロワ首相に対し、憲法第49条の3に基づく特別法案採択権限を付与する旨閣議決定した。本権限が発動された場合には、24時間以内に首相不信任動議が可決されない限り、当該法案は採択されたものと看做されることになる。

(注2) 本修正に伴う補償負担に関する公的見積もりは、現在のところ、上場企業については63億フラン(288→351億フラン、経済財政省推計)、非上場企業については4~22億フラン(55~59~77億フラン、国民議会国有化委員会推計)程度、また、国有化に対する補償として交付される政保債の利払い負担増でみると、初年度につき10億フラン(ドゥロール経済財政相発言)程度とされている。

◇英蘭銀行、マネーサプライ統計を改訂

英蘭銀行は、1月14日発表の12月金融統計においてマネーサプライ統計の改訂を実施した。本改訂実施は、

81年8月の金融調節方式の変更の発表に際してすでに明らかにされていたもので(56年8月号「要録」参照)、銀行法上の金融機関と金融統計の対象金融機関とを合致させることを主な目的としたものである。また、これと合わせてマネーサプライ分析統計の見直しを実施している。

本改訂の概要は以下のとおり。

1. 対象金融機関の拡大

新たな対象金融機関を金融部門(Monetary Sector)と定義し、これをこれまでの対象である銀行部門(Banking Sector)に代わるものとする。この結果、対象金融機関は70行余増加することになる。

新旧両ベースの対象金融機関は以下のとおり。

旧ベース (Banking Sector)	新ベース (Monetary Sector)
・統計徵求銀行	・銀行法上の全金融機関 (承認銀行および認可預金取扱金融機関)
	・チャネル諸島およびマン島所在の金融機関のうち新たな金融調節方式における取組めへの参加を選択した金融機関
・郵便振替銀行	・信託貯蓄銀行
・英蘭銀行営業局	・同左
	・同左

2. 本改訂のマネーサプライ統計に与える影響

本改訂に伴い、ポンド建M_sでは約10%(約70億ポンド)嵩上げされることとなる。

また、11月に限り新旧両ベースで発表されるが、12月以降は新ベースのみの発表となり、従って12月以降の計数は10月以前の計数とは連続しない。

3. マネーサプライ分析統計の変更

マネーサプライ分析統計(マネタリー・サーベイに基づきマネーサプライ増減と信用面の対応を分析するもの)の中で、これまで非居住者向けポンド建貸出と海外からの借入を区分していたが、これを対外資産(ネット)として統合する。

これは、79年の為替管理の撤廃および80年の増加率ベースの特別預金制度の廃止が、ユーロ・ポンド市場の拡大を助長し、また、同市場と国内インターバンク市場との関連を密接なものとさせたことから、非居住者向けポンド建貸出と非居住者からのポンド建借入れが共に増すことをみることになり、かかる区分の意味が薄れたことによるものである。

このため、非居住者向けポンド建貸出を含む国内信用増加額(DCE)については、今後参考として記すにとどめることとする。

◇英蘭銀行、住宅資金貸付の厳正化を要請する指令を発出

1. 英蘭銀行は1月20日、銀行法上の全金融機関(recognised banksおよびlicensed deposit-taking institutions)に対し、「住宅資金貸付に当っては、貸付資金が真に住宅購入ないしは住宅の改築・修理に用いられ、他の目的(耐久消費財購入等)には流用されていないかどうか、確認することを要請する」旨の指令(directive)を発出した。また、これと同時に住宅金融協会連合会(Building Societies Association)および保険会社連合会(British Insurance Association)加盟各社に対しても、同趣旨の要請を通知した。

2. 英国では、銀行が第1次オイル・ショック以降みられている企業需資の伸び悩みを背景として、住宅資金貸付を中心とする個人向け融資の拡大に注力してきたが、このところ当該融資が急増しており(81年2月央~11月央増加額の前年同期比、個人向け融資2.5倍、うち住宅資金向け貸付4.5倍)、これがマネーサプライ増加の一因として指摘されている。今回の英蘭銀行の指令は、住宅資金貸付自体を抑制しようとするものではないが、金利(注1)、税制面(注2)で優遇されている住宅資金貸付が、実質的には消費目的等に流用されている事例がでているため、かかる動きをチェックしようとするものとみられている。

(注1) 本指令発出時の諸金利(1月20日現在)

ベース・レート	14.5%
一般顧客向け当座貸越金利	17.5~19.5%
住宅貸付金利	15.0%

(注2) 住宅購入資金の支払金利については、所得税算定上控除対象となる。

に充当することを義務づける制度。

◇イタリア、对外支払取引保証金制度を撤廃

1. イタリア政府は2月5日、2月末で期限切れとなる对外支払保証金制度を、予定を繰上げ、2月8日をもって撤廃する旨発表した(ただし、既預託分については3か月間の満期到来まで預託を継続させる扱い)。なお、本制度は81年5月に4か月間の時限措置として導入されたあと、同9月に再延長されていたものである(56年10月号「要録」参照)。

2. 本措置については、期限切れを間近に控え、輸入業者筋に保証金積立てを逃れるために輸入決済を先に繰り延べる動きが最近目立ちはじめ、このままでは2月末と3月初の間で外貨需給に大きな振れが生ずる懸念が強いことから、急拠、撤廃することが決まったものとみられている。また、金融引締めにより、物価、对外収支面にこのところかなりの改善傾向がうかがわれることが基本的背景となっている模様である。

◇スイス中央銀行、中央銀行通貨供給手段の多様化構想を公表

スイス中央銀行は、同行の1月号月報に「中央銀行資産の多様化について(Diversifikation der Nationalbankaktiven)」と題する論文を掲載し、これまでの金および外国為替に偏った同行の資産構成を是正し、今後は連邦債等の取得を進めることによりスイス・フラン建資産のウエイトを高める方針を明らかにした。

スイス中央銀行は、上掲論文の中で新構想の背景およびその内容等について、概要以下のとおり説明している。

(1) これまでの中央銀行資産の推移

スイス中央銀行は、これまで中央銀行通貨(流通銀行券+市中銀行の中央銀行預け金)を主として金および外国為替の買入れ(含むスワップ取引)により供給し、国内資産の取得による通貨の供給は、月末時等に一時的に行う再割引やローンパート貸付等に限られ、そのウエイトは極めて小さなものであった(例えば、1950年から80年までの30年間における中央銀行通貨の増加額238億スイス・フランのうち、金・外国為替買入れにより262億スイス・フラン、スイス・フラン建債権取得により22億スイス・フランを供給、他に連邦政府預金増加等控除項目の増加46億スイス・フラン、下表参照)。

このような金・外国為替資産の増加は、固定為替相場制度の下では、中央銀行の金融政策上の決定とは無

◇イタリア、債券強制保有制度を延長

イタリア財務省は1月21日、債券強制保有制度(注)を延長するとともに、81年12月から82年5月までの債券強制保有率を1.5%ポイント引下げ、市中金融機関の対象預金増加額の6.5%(従来8%、56年9月号「要録」参照)とする旨、発表した。

なお、債券強制保有率の引下げにつき同省では、国営企業等の資金調達が昨年末順調だったためと説明している。

(注) 債券強制保有制度とは、市中金融機関の対象預金(一般金融機関が受け入れた当座預金を除く全てのリラ建預金)の期中増加額の一定比率を、国債、国営企業債、その他公共債等指定債券の購入

中央銀行通貨量およびその見合い勘定の推移

(年平均残高、単位・百万スイス・フラン)

	金および外国為替			国内資産			その他 ⁽⁴⁾ (控除項目、 ネットト)	中央銀行 通貨量 ((a)+(b)-(c))
	金	外国為替 ⁽¹⁾	計 (a)	貸出 ⁽³⁾	債券	計 (b)		
1950年	6,179.4	297.9	6,477.3	123.3	41.2	164.5	890.1	5,751.7
1960	8,151.0	522.4	8,673.4	78.9	43.6	122.5	641.2	8,154.7
1970	11,615.5	3,418.7 ⁽²⁾	15,034.2	241.7	167.6	409.3	96.3	15,347.2
1975	11,892.7	10,005.3	21,898.0	776.5	85.8	862.3	△ 1,191.1	23,951.4
1980	11,903.9	20,806.8	32,710.7	1,364.4	1,064.6	2,429.0	5,499.4	29,640.3

(1) スワップ取引を含む。

(2) スイス・フラン建外国政府短期証券を含む。

(3) 手形再割引、ロンパート貸付等。

(4) 連邦政府の中央銀行預金等。

関係であり、固定為替相場を維持するためドル買い介入を実施した結果にすぎない。73年のフロート制への移行に伴い、状況は基本的に変化したが、75年のスイス・フラン相場の急騰局面で再びドル買い介入を実施したことや、中央銀行信用供与のうち為替スワップ取引のウエイトを高めたことから、外貨資産の取得を通じる中央銀行通貨供給のウエイトが一段と高まった。

(2) 中央銀行資産多様化の必要性

スイス中央銀行がその資産構成を是正することが必要であると考えるのは、スイス・フラン建資産残高の拡大により、将来外国為替市場に介入せずに国内流動性に影響を及ぼす道が一段と開けるほか、外国為替買入れには次のような問題点があるためである。

① 外国為替の買入れは、外国通貨当局の明示的ないし暗黙の了解に基づいて行っているが、こうした了解は常に得られるものではないこと。

② 外国為替の保有には常に為替リスクが伴うこと。

③ 為替スワップは、一時的な流動性コントロール手段として行われるものであり、長期間にわたる持続的な通貨供給手段として望ましくないこと。

(3) スイス・フラン建債権取得の拡大

スイス中央銀行は、以上のような考え方方に立って、既に79年7月に金融市場証券制度を創設(昭和54年8月号「要録」参照)し、短期金融市場の育成に努めてきたが、今後は中央銀行資産構成の是正をさらに進める意味から、連邦債等を対象とする債券オペレーションを次の要領で実施することとする(なお、スイス中央銀行はこれまでにも連邦債等の購入を少額ずつ行ってきたが、これはもっぱら市況対策を目的としたものであった)。

① 対象債券…スイス中央銀行法第14条第2項に規定

された債券、すなわち、連邦債、州および州立銀行発行債券、他の金融機関および市町村発行の市場性のある債務証書。

② 買入れ額…年間最大限数億スイス・フラン程度。

③ 取引方法…証券取引所の取引規模が小さいことを考慮して、当面は取引所外で取引。

なお、本オペレーションに当っては、長期債市場が狭隘であることを考慮し、市場への影響を最小限にとどめるため、市場の状況を注視しつつ慎重に運営する方針であり、こうした趣旨から、取引債券の種類・期間についてもできる限り分散することとする。いずれにせよ、本オペレーションは長期的かつ持続的な通貨供給手段であり、短期的な流動性調節手段としては、引き続き外国為替オペレーションが中心的な役割を担うこととなる。

◇オランダ銀行、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は1月21日、基準割引歩合を0.5%引下げ8.5%とし、翌22日から実施する旨発表した(担保貸付歩合<10.0→9.5%>、約束手形割引歩合<10.5→10.0%>もそれぞれ0.5%引下げ)。なお、今回の公定歩合変更は、昨年3月3日に8.0%から9.0%へ引上げて以来のものである。

2. 本措置に関しオランダ銀行では、「最近の良好な国際収支状況を映じてこのところオランダ・ギルダー相場が堅調に推移していること、および国際的な金利情勢を考慮して決定したもの」と説明している。

◇ベルギー中央銀行、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は1月6日、公定歩合を1%、債

券担保貸付金利を2%それぞれ引下げ、翌7日から実施する旨発表した。今次引下げは、昨年12月11日にとられたフラン防衛のための緊急避難措置(公定歩合引上げ<13→15%>等1月号、「要録」参照)の緩和を図ったものである。

新金利体系は以下のとおり(年利・%、カッコ内は旧レート)。

(1) 再割引歩合(公定歩合)………14.0(15.0)

(2) 債券担保貸付金利

貸付限度枠内の貸付適用金利………15.0(17.0)

貸付限度枠外の高率適用金利………中央銀行が裁量により決定(従来どおり)

2. 今次公定歩合引下げにつき、ベルギー中央銀行では、「フラン売り投機の背景となっていた政治危機が年末までに一応収拾され(1月号「要録」参照)、このところ短期市場金利も軟化をみているため、不振の国内経済を圧迫する高金利を一部是正したものである。今後も、フラン相場がさらに安定した推移を示せば、一段の利下げが可能となろう」と述べている。

◇ノルウェー政府、市中銀行等の貸出金利の上限金利を設定

ノルウェー政府は1月22日、市中銀行(商業銀行、貯蓄銀行)等の貸出金利の上限金利を以下の通り設定する旨発表した。

短期金利(1年未満) 14.2%

長期金利(1年以上) 銀行12.0%、保険会社10.5%

本措置につき、ノルウェー政府は、「政府・中央銀行は金融引締め政策を維持していく方針(注)であるが、昨年末に価格凍結政策が解除されたこともあり、春の賃金改訂期を前にインフレ圧力の強まりが懸念される。こうした状況下、企業の金利負担増大に伴う製品価格引上げを防止するため、貸出金利の上限を設定することにした」と説明している。

(注) ノルウェー政府は昨年11月、82年中の市中銀行貸出(住宅ローンを除く)を前年水準(96億クローネ)並みに抑制する旨議会において表明。

◇フィンランド、コイビスト首相が大統領に就任

フィンランドでは1月26日、大統領選挙(注)が実施され、昨年10月27日のケッコネン前大統領辞任以来職務を代行していたマウノ・コイビスト(Mauno Koivisto)現首相(58歳)が新大統領に選出された。

同氏は社会民主党に所属、66年以来蔵相、フィンランド銀行総裁を歴任するなど「経済に強い実務家」とみら

れており、「当面ケッコネン前大統領の路線を踏襲し、慎重な政策運営を行おう」との見方が多い。

(注) 同国の大統領選挙は間接選挙であり、昨年12月17~18日に選出された選舉人(301名)が大統領を選出。なお投票結果は次のとおり。

Mauno Koivisto(社会民主党)	167票
Harri Holkeri(保守党)	58
Johannes Virolainen(中央党)	53
その他	23

◇スペイン銀行、金準備の評価換えを実施

スペイン銀行は1月29日、同国の金準備の評価額を従来の1オンス当たり42.22米ドルから同298.00米ドルに改め、昨年12月末に遡及して実施する旨発表した。本評価換えにより、同国の昨年12月末の保有金(146.1万オンス)の評価額は、従来の6.17億米ドルから43.54億米ドルに引き上げられた。

本措置につき、スペイン銀行では、「すでに多くの国が金の評価額を市場価格に連動させており、また、IMFでも1978年にSDR建ての公式評価(1オンス=35SDR)を廃止しているため、従来の評価額を維持する意味がなくなったと判断したもの」と述べている。

◇アイスランド、アイスランド・クローナを切下げ

アイスランド中央銀行は1月14日、アイスランド・クローナを米ドルに対し13.3%切下げ、即日実施する旨発表した。クローナ切下げは昨年11月(切下げ幅7.2%)に続くもの(切下げ後のレート、1ドル=9.439クローナ)。

本措置につき、同行では、「最近の輸入増大に伴う貿易収支の悪化に対処するため実施したもの」と説明している。

アジア諸国

◇韓国、景気浮揚策を発表

韓国政府は、1月14日、①金利引下げ、②輸出促進、③公共事業の前倒し施行、④住宅建設の促進等を骨子とした総合景気対策を発表した。同対策は80年秋以降輸出の促進と公共投資の拡大に支えられて回復を続けてきた同国の景気が、昨秋以降、輸出の増勢鈍化や内需の低迷を主因に再びスローダウンに転じたことに対処してとられたものである。その概要是次のとおり。

(1) 公定歩合と市中金利の引下げ(1月14日から実施)

① 韩国銀行貸出金利	旧レート → 新レート (12/29) (1/14)
商業手形再割引	(%) (%)
優良企業向け	10.5 6.5(注)
一般企業向け	11.0 7.0

(2) 市中金利

(1) 貸出金利

商業手形再割引、一般貸出

優良企業向け 16.5 15.5

一般企業向け 17.0 16.0

輸出支援金融 12.0 据置き

(2) 預金利

普通預金 1.8 据置き

通知預金 12.0 10.8

定期預金(1年) 16.2 15.0

(注) 公定歩合の引下げ幅が市中金利のそれを上回っていることについては、銀行収益の悪化を回避することを企図したものと説明されている。

(2) 輸出の促進

① 輸出支援金融の融資算定に用いる基準為替レートを1米ドル当り580ウォン(現行540ウォン)に引上げる。

② 本年6月末に期限切れとなる輸出用原材料の輸入関税の減免期間を83年6月まで1年間延長する。

(3) 公共事業の前倒し施行

本年度公共事業の約6割(10,291億ウォン)を1~3月に前倒し発注する。

(4) 住宅建設の促進

① 住宅建設資金の貸出額増加、金利引下げ(18%→15%)を実行する。

② 不動産譲渡税の減免措置を拡大する。

◇インドネシア、1982年度予算案を発表

インドネシア政府は、1月5日、1982年度(82年4月~83年3月)予算案を国会に提出した。同予算案の規模は石油収入の伸び悩み等に伴う財源難から前年比+12.3%と69年度以来最も低い伸びとなっている。こうした中で、経常支出は、石油製品や食糧品に対する補助金の大幅削減や人件費の抑制等により、前年比△6.7%と減額されている反面、開発支出は国内開発の促進や景気に対する配慮から同+34.5%と前年(同+27.3%)を上回る高い伸びとなっている。予算案発表にあたり、スハルト大統領は「限られた財源のなかで将来の国家繁栄を確保していくためには国民の犠牲をある程度伴うとしても経済開発を優先せざるを得ない」と述べ、補助金削減に伴う生活必需品の値上がり等に対して国民の理解を求めた。同予算案の概要は次のとおり。

(1) 岁出：経常支出は前年比△6.7%と71年度に経常支出と開発支出とに区分計上されるようになって以来初めて減額された。項目別では小売価格安定のための石油

補助金、食糧補助金が大幅に削減(前年比各△38.9%、△39.2%)されたほか、公務員給与の据置き等によって人件費の伸びが+3.3%に抑えられた。これに対して、開発支出についてでは、前年比+34.5%と積極予算であった前年(+27.3%)をさらに上回る高い伸びとなっている。項目別では、まず農業関係費(前年比+33.0%)が米の自給達成をめざした耕地面積の拡大、灌漑施設の整備等の諸経費を中心に大幅な伸びとなっている。そのほか運輸・観光(同+35.6%)は鉄道等のインフラ整備から、また鉱業・エネルギー(同+37.2%)も開発

インドネシアの1982年度予算

(単位・億ルピア)

		1981年度	1982年度	前年比%
歳 入	国 内 収 入	122,744	137,565	12.1
	直 接 税	100,382	111,128	10.7
	うち石油会社税	85,752	91,217	6.4
	所 得 税	2,071	2,561	23.7
	法 人 税	5,584	8,225	47.3
	間 接 税	20,169	22,513	11.6
	うち販売税(含輸入品)	5,161	7,407	43.5
	消 費 税	5,530	6,184	11.8
	輸 入 税	5,389	6,779	25.8
	輸 出 税	3,811	1,700	△ 55.4
歳 外	税 外 収 入	2,193	3,924	78.9
	外 国 援 助 等 受 入 れ	16,259	18,508	13.8
	計	139,003	156,073	12.3
歳 出	経 常 支 出	75,011	70,015	△ 6.7
	うち人 件 費	24,123	24,918	3.3
	物 件 費	9,943	10,677	7.4
	地 方 交 付 税	12,094	13,154	8.8
	石 油 补 助 金	15,111	9,240	△ 38.9
	食 糧 补 助 金	3,097	1,884	△ 39.2
歳 出	開 発 支 出	63,992	86,058	34.5
	うち教 育 ・ 文 化	7,867	13,017	65.5
	農 業 ・ 灌 漑	9,419	12,525	33.0
	運 輸 ・ 觀 光	8,103	10,984	35.6
	鉱 業 ・ エ ネ ル ギ ー	6,836	9,382	37.2
	地 域 開 発	6,125	7,406	20.9
	労 動	4,359	6,059	39.0
	防 衛 ・ 治 安	4,812	5,687	18.2
	工 業	3,304	3,661	10.8
	住 宅	1,560	2,813	80.3
計		139,003	156,073	12.3

促進から、それぞれ高い伸びとなっている。さらに、経済発展を支えるためには人的資源の開発が必要であるとして学校の増設を中心に教育・文化費(同 +65.5%)も大幅に増額されている。

(2) 歳入：歳入の6割を占める石油会社税が先進工業国の需要低迷に伴う輸出の伸び悩みから +6.4% の伸びにとどまっている。また輸出税も石油以外の商品が伸び悩むうえ税率の引下げから △55.4% と大幅に落込んでいる。このため、政府は徴税体制の整備や企業、国民の納税意識の向上を図ることによって所得税(前年比 +23.7%)、法人税(同 +47.3%)、販売税(同 +43.5%)、輸入税(同 +25.8%)等の增收に期待しているほか、このところ抑制気味であった外国援助についても受け入れ姿勢を積極化して増額を見込んでいる(同 +13.8%)。

共産圏諸国

◆ポーランド、小売価格を大幅引上げ

ポーランド当局は2月1日小売価格の大幅引上げを実施した。その概要、背景等は次のとおり。

1. 価格引上げの概要

(1) 主な食料品の値上げ幅

砂糖 4.4倍、豚肉 4.0倍、牛肉 3.3倍、鳥肉 2.4倍、バター 3.5倍、チーズ 3.8倍、塩 2.7倍

(2) 主な公定料金の値上げ幅

石炭 3.6倍、電気 2.0倍、ガス 1.6倍、暖房費 1.8倍

2. 背景

ポーランドでは長年にわたり小売価格が据置かれてきたため、政府の買上げ価格引上げに伴い補助金の増大による財政負担が深刻化していた。このため、政府は80年7月に食肉価格の引上げを発表したところ、これが国民の反対を招き、その後の政治・経済混乱の発端となつた。しかし、同国の経済を建て直すためには小売価格の改訂により財政再建を図るとともに市場需給の調節機能を回復することが不可欠であるとの認識も当局の間では昨夏以降再び強まっていた。このため政府は12月の戒厳令布告により強権的に国内統制を行っているこの機会をとらえて政府買上げ価格と販売価格との乖離が著しい上記品目を中心に大幅値上げを断行したといわれている。なお、値上げに際しては国民の負担を少しでも軽減するとの配慮から①労働者賃金の引上げ(月額 750~1,400ズロチ)、②個人貯蓄の月間引出し限度額(1万ズロチ)の撤廃、③児童手当支給期間の延長、④出張手当の増額、等の諸措置も併せて行った。

◆チェコスロバキア、食肉等小売価格を引上げ

チェコスロバキア政府は1月30日、食肉等小売価格の引上げを実施した。その概要、背景等は次のとおり。

1. 価格引上げの概要

品 目	引上げ幅
食 肉	27%
うち 牛 肉	41
豚 肉	41
鳥 肉	15
た ば こ	30
酒 ワ イ ン	18
ラ ム 酒	19
ウ オ ッ カ	25
米	100

2. 背景等

チェコスロバキアでは、他の社会主義国と同様、価格補助金の増大により小売価格を据置いていたため、財政負担が深刻化していた。このため77年以降は徐々に小売価格の改訂に踏み切り、昨年10月には石油製品の販売価格を20~75%引上げた。今回措置はこうした流れの中でとくに昨年の農業不振(前年比約△13%)を映じて食料品需給が逼迫してきたためとられたものである。

◆中国、初の円建て私募債を発行

中国国際信託投資公司は1月22日、中国初の外債を円建て私募債としてわが国で発行した。発行の条件等は次のとおり。

発行総額	100億円
利 率	年8.7%
発行価格	額面の100%
償還期間	12年
斡 旋 人	野村証券(主斡旋人)、東京銀行、大和証券(副斡旋人)

中国では78年以降、「4つの近代化(農業、工業、国防、科学技術)」を実現するために、これまでの自力更正方針を変更して西側諸国や国際機関からの外資・借款導入に踏み切った。今回の外債発行はこうした流れの中で、資金調達ルートを一段と多様化する必要があるとして、比較的金利が低くかつ経済関係が密接であるわが国での起債に踏み切ったものである。なお今回の調達資金は、モリブデン、リン鉱石等の鉱山開発資金として使用される予定といわれている。

◆中国、物価統制措置を発表

中国国务院は1月8日、「市場物価の安定に関する通達」を発表した。中国では79年以降物価の騰勢が強まつたことから、すでに80年12月に物価統制に関する通達を発出したほか、財政収支の均衡化をめざすなど物価の安定に努めてきた。この結果、81年入り後、物価は全般的には落着きの方向に転じたがなお野菜等農産物の根強い騰勢も続いている旨伝えられていた。今次措置はこうした状況下、年間で消費が最も旺盛になる春節(旧暦正月)を控え、物価の抑制に一段と努力する必要がある旨を国民に周知徹底させるためにはば前回と同じ内容の通達を再度発出したものである。その骨子は次のとおり。

1. 工業製品、農産物の小売価格のうち国が定めるものについては、これを遵守しなければならない。
2. 協議価格(企業間の協議により決定する価格)が適用される商品の範囲を厳格に遵守するとともに、協議価格についてもその引下げはともかく引上げは一切認めな

い。

3. 季節価格を設定している商品についてはすべて国家の統一規定に基づき季節ごとに価格を調整する。
4. 人民銀行は貸出管理の強化や通貨発行の抑制に努めるとともに、取引活動を監視し通達違反を発見した場合には貸出、取引決済に制限を加えるなどの制裁措置を課するべきである。
5. すべての機関、団体、部隊、事業単位は物資の転売による利得活動を行ってはならない。
6. 自由市場における投機行為や閻価格は厳重に取締まり違法者は厳しく処分すべきである。
7. 本通達の違反に対しては、罰金、報奨金の支給停止、責任者の賃金カット、行政処分等の措置をとることができる。また、とくに悪質な企業等に対して行政官庁は営業停止を命ずるとともに、司法部門に告訴することもできる。